

企画提案募集要項

1 委託業務名

沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業給付金給付業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の背景及び目的

沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業給付金（以下「給付金」という。）の給付に当たって、民間事業者の知見等を活用し、支援金の申請、審査その他の給付に関する業務を効果的、効率的に処理することにより、障害福祉サービス事業所等へ迅速に給付金を給付することを目的に、給付金の申請から給付までの事務の委託に係る企画提案を募集する。

4 委託業務の内容

「沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業給付金給付業務企画提案仕様書」のとおり

5 委託料上限額

31,947千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※ 事業対象経費は、事業執行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費とする。主な対象経費は企画提案仕様書の6を参照すること。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 障害福祉サービス事業所等に対する給付金の給付事業について深く理解し、別添仕様書に基づく業務内容を適切かつ確実に遂行することができる組織、知識及び経験を有する人員等を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること（※）。

※ その人的構成等に照らして概ね次の要件を満たすこと。

ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

イ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

- (4) 沖縄県その他の官公庁等行政機関で類似の受託実績があり、想定する業務期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。
- (5) 本業務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有し（※）、か

つ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。

※ 概ね次の要件を満たすこと。なお、資本金の定めのない法人にあつては、資本金に相当する純資産、正味財産などと読み替える。

ア 資本金の額、資産、負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

イ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

(6) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第7条第2項に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。なお、各項目の要件については、確認のため沖縄県警察本部に照会する場合があります、契約後に該当することが判明した場合には契約を解除するものとする。

ア 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(9) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(11) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人あり、業務進捗状況や務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。

(12) 今回の業務委託を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。

(13) 今回の委託業務をするために必要な知識及び実績等を有する者であること。

(14) 今回の委託に際して、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行

体制がとれること。

- (15) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体の代表者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の代表者及び構成員は、上記応募資格(1)から(8)までの要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の代表者又は構成員のいずれかが、応募資格(10)から(12)までの要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体の構成員は、単体企業として重複応募する者でないこと。
 - カ 共同企業体の代表者は、事業目的の達成のため他の構成員との連携を密にし、事業の推進及び成果の達成を図ること。

7 応募手続等

- (1) 募集要項等の配布：沖縄県公式WEBサイトへの掲載により配布に代える。
- ア 掲載期間：公告日から令和8年3月23日(月)まで
 - イ 掲載場所：沖縄県WEBサイトの「公募・入札」及び障害福祉課WEBサイト
- (2) 仕様書等に係る質問
- ア 受付期限：令和8年3月13日(金)17時まで
 - イ 提出方法：障害福祉課代表メール (aa029017@pref.okinawa.lg.jp) あてに別紙「質問書」を送信。
 - ※ 送信メールは、開封確認付きメールとすること。
 - ※ メールのはじめの件名は「沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業給付金給付業務」とすること。
 - ※ 回答は、障害福祉課WEBサイトに掲載し、個別の回答は行わない。なお、期限内に質問がなかった場合、WEBサイトへの掲載は行わない。
- (3) 応募書類の提出
- 応募書類の提出は、次により持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。
- ア 提出期限：令和8年3月23日(月)12時(厳守)
 - イ 提出場所：沖縄県生活福祉部障害福祉課
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
電話番号 098-866-2190
 - ウ 提出書類：8に定める書類
 - エ 提出部数：正1部、コピー6部

8 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書 【様式1】

- (2) 企画提案書 【様式 2 (任意様式)】
- (3) 法人概要 【様式 3】
- (4) 定款又は寄附行為 (法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)
- (5) 直近 3 事業年度の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書等) 又はこれに類する書類
- (6) 積算書 【様式 4 (任意様式)】
- (7) 事業計画 (スケジュール表) 【様式 5 (任意様式)】
- (8) 執行体制 【様式 6 (任意様式)】
- (9) 業務経歴書 【様式 6-2】
- (10) 実績書 【様式 7】
- (11) 誓約書 【様式 8】
- (12) 納税証明書 (県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類)
- (13) 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
- (14) 申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
- (15) 共同企業体協定書 (共同企業体の場合に限る)
 - ※ (3)法人概要、(11)誓約書については、共同企業体の場合は構成員ごとに提出すること。
 - ※ (6)積算書については、各積算費目の内訳と単価を記載、各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記すること。
 - ※ 提出資料は、次のとおり提出すること。
 - ・ 8(1)から(14)の順で並べ、様式と様式と間に合紙を挟み、インデックスを付すこと。
 - ・ 書類左側にファイル用の穴あけを行うこと。

9 企画提案書等の審査

(1) 第一次審査（書類審査）

応募者が4者以上の場合は障害福祉課内において、企画提案書の内容、事業実績等について書面審査を行った上で、上位3者程度を選定する。選定された応募者に対しては結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった応募者に対しては結果のみを電子メールで通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行った上で、最も優れた提案者を選定する。

ア 日時：令和8年3月31日（火）頃（予定）

※ 第二次審査の詳細は、第一次審査の結果通知の際に通知する。

10 審査基準

選定委員会においては、主に以下の事項等について審査を行う。

- (1) 適合性 事業の趣旨と企画提案の内容が合致していること。
- (2) 具体性 仕様書に基づき、本事業を効果的に実施するための企画内容や業務実施の手法が明確で具体的であること。
- (3) 実現性 企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、本事業で目指す成果が期待できるか。また、企画内容を実施していくためのノウハウ、組織体制、財政基盤など必要な業務遂行能力が備わっていること。
- (4) 妥当性 企画内容・業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。
- (5) 実績 本事業を遂行するにあたり、十分な実績及び成果があるか。

11 公募スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・公告日
- (2) 質問受付期限・・・・・・・・・・・・・令和8年3月13日（金）17時
- (3) 公募締切・・・・・・・・・・・・・令和8年3月23日（月）17時
- (4) 第一次審査結果通知・・・・・・・・・・・・・令和8年3月26日（木）頃【予定】
- (5) 第二次審査・・・・・・・・・・・・・令和8年3月31日（火）頃【予定】

12 委託契約

最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、第一

位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約を行うものとする。

13 その他

- (1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 仕様書は、今回の公募のために設定したものであり、実際の委託契約における仕様書と異なる場合がある。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費、プレゼンテーションへの出席に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 1事業者（又は1共同事業者）につき、企画提案は1件とする。
- (7) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。
- (8) 業務委託の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (9) 支払いについては原則精算払いとする。ただし、特に必要と認められる場合は、一定の金額を概算払いすることができる。
- (10) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

14 問い合わせ、書類提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁3階
沖縄県生活福祉部 障害福祉課
電話：098-866-2190 ファックス：098-866-6916
メール：aa029017@pref.okinawa.lg.jp